

Q8-7 付帯税について教えてください。

申告漏れの場合の申告延滞金・申告過怠金は以下となります(営業税法第 50 条)。

- ・ 延滞期間 30 日未満: 2日ごとに納税額の 1%の申告延滞金(ただし NT\$1,200~12,000)
- ・ 延滞期間 30 日以上: 納税額の 30%の申告過怠金(ただし NT\$3,000~30,000)
- ・ 納付すべき税額のない場合、申告延滞金は NT\$1,200、申告過怠金は NT\$3,000

以下の事項に該当する場合、税務当局は税金を追徴するとともに申告漏れの税額の 5 倍以下の過料を科し、かつ営業を停止させることができます(同第 51 条)。

- ・ 規定による税籍登記を行わずに営業している場合
- ・ 規定の期限を 30 日超過しても売上高または統一発票明細表を申告せず、また納付すべき営業税を納付していない場合
- ・ 売上高の過少申告あるいは申告漏れ
- ・ 登記抹消申告後、あるいは管轄税務当局が本法によりその営業を停止させた後もなお営業を継続する場合
- ・ 仕入税額を虚偽申告した場合
- ・ 規定の期限を 30 日超過しても外国事業者への役務報酬にかかる営業税を納付していない場合
- ・ その他申告漏れの事実がある場合